



山形県公報

平成21年8月25日(火)
第2071号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(生産技術課) ……933
- 同……………(同) ……934
- 事業の認定……………(管理課) ……同
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………(都市計画課) ……935
- 道路の位置の指定の変更……………(村山総合支庁建築課) ……936

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(出納局) ……937

## 告 示

### 山形県告示第768号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成21年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名称 最上川第二漁業協同組合
  - (2) 住所 西村山郡河北町谷地字山王23番地1
- 2 漁業権の免許番号  
内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号
- 3 変更の内容

第4条第3項の表中

|                      |   |
|----------------------|---|
| 平成18年10月1日～翌年3月31日まで | を |
| 平成19年10月1日～翌年3月31日まで |   |
| 平成20年10月1日～翌年3月31日まで |   |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 平成21年10月1日～翌年3月31日まで | に改める。 |
| 平成22年10月1日～翌年3月31日まで |       |

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成21年8月25日

山形県告示第769号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成21年 8 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 漁業権者の名称及び住所

- (1) 名称 赤川漁業協同組合
- (2) 住所 鶴岡市本町三丁目3番20号

2 漁業権の免許番号

内共第17号、内共第18号及び内共第19号

3 変更の内容

第8条の表中

|   |                                   |       |   |
|---|-----------------------------------|-------|---|
| 「 | 鶴岡市伊勢横内地内伊勢横内床止工から下流50メートル地点までの赤川 | を     |   |
| 」 |                                   |       |   |
| 「 | 鶴岡市伊勢横内地内伊勢横内床止工から下流50メートル地点までの赤川 | に改める。 |   |
|   | 鶴岡市黒川地内黒川床止工から下流50メートル地点までの赤川     |       | 」 |

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成21年 8 月 25 日

山形県告示第770号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年 8 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

学校法人東北芸術工科大学

2 事業の種類

農業体験用地及び資材保管施設整備事業

3 起業地

- (1) 収用の部分 山形市大字上桜田字道の上地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業体験用地及び資材保管施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人東北芸術工科大学は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 学校法人東北芸術工科大学は、「教養教育」の重要性を再認識し、「教養教育」の見直しを行い、体験型の授業展開が必要であることを確認した。芸術やデザインを学ぶ若者にとって、生きる現場に根を下ろした人間教育の基本ともなる「自然の偉大さや生命の尊さ、他人を思いやることの大切さ」を学ぶことは、想像力・創造力を養うために重要であり、このことは、講義科目だけでは十分な教育効果が期待できないため、1年生全学生を対象に「農業体験」をさせることは効果的である。また、「農業体験」の取り組みをとおして真の芸術家魂を持った人材を育成していくことは、人間教育に関する新しい教育モデルにもなりうる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されておらず、本件事業の起業地はもともと、農地及び民家として利用されており、事業施行後の利用と大きな違いがないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、授業で行う「農業体験」であるために、学生たちによる作物管理の必要性から、大学の隣接地とし、

- (イ) 農業を職業とする授業でないため、現況が農地ですぐに農業体験ができること
- (ロ) 1年生が効果的に農作業を体験できるためには、全体面積が2,900㎡以上確保できること
- (ハ) 水源が確保できること
- (ニ) 土地の境界が明確であり、隣接地権者に迷惑をかけない環境であること
- (ホ) 安価に用地取得ができること
- (ヘ) 市街化調整区域であること

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、大学本館の東側に隣接し、徒歩1分の距離にあること、市街化調整区域にあり地形も平坦であること、水源も十分確保できること、隣接地との境界が明確であること、用地取得費も安価であることなどから全ての条件に適合し最も優れていることなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 学校法人東北芸術工科大学は、「教養教育」の重要性を再認識し、「教養教育」の見直しを行い、体験型の授業展開が必要であることを確認した。芸術やデザインを学ぶ若者にとって、生きる現場に根を下ろした人間教育の基本ともなる「自然の偉大さや生命の尊さ、他人を思いやることの大切さ」を学ぶことは、想像力・創造力を養うために重要であり、このことは、講義科目だけでは十分な教育効果が期待できないため、1年生全学生を対象に「農業体験」をさせることは効果的である。また、「農業体験」の取り組みをとおして真の芸術家魂を持った人材を育成していくことは、人間教育に関する新しい教育モデルにもなりうる。

学校法人東北芸術工科大学では、平成21年4月から教養教育センターを設置し、来年度入学する1年生から「農業体験」の授業を実施するカリキュラムを編成し「新教養教育」を展開していくこととしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

#### 山形県告示第771号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
河北町ひな市通り東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
西村山郡河北町谷地戊82番地
- 3 設立認可の年月日  
平成12年2月29日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長等
- 5 変更認可の年月日  
平成21年8月25日

**山形県告示第772号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び山辺町役場において縦覧に供する。

平成21年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有山第88号
- 2 変更の内容

| 変 更 事 項   | 変 更 前                              | 変 更 後                                                                                 |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 指 定 の 場 所 | 東村山郡山辺町大字山辺字十二神3126<br>－ 3、3126－ 7 | 東村山郡山辺町大字山辺字十二神3126<br>－ 3、3126－ 7、3127－ 8、3127－ 14、<br>3127－ 15、3127－ 16、3128－ 16の一部 |
| 道 路 の 現 況 | 幅員6.35m<br>延長20.40m                | 幅員6.00m<br>延長67.30m                                                                   |

- 3 変更年月日 平成21年8月18日

## 教育委員会関係

### 告 示

**山形県教育委員会告示第13号**

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成21年8月25日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成21年8月27日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成22年度使用教科用図書の採択について
  - (2) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成22年度使用教科用図書の採択について
  - (3) 平成22年度山形県公立学校教職員人事異動方針について

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車 2台
- (2) 除雪グレーダ 3台
- (3) 除雪ドーザ 5台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724

3 落札者を決定した日 平成21年7月29日

4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(3)までごとに次のとおり。

- (1) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
- (2) キャタピラー東北株式会社山形支店 天童市石鳥居二丁目1番91号
- (3) 株式会社流通団地オリエントオートサービス 山形市流通センター四丁目2番地の1

5 落札金額

1の(1)から(3)までごとに次のとおり。

- (1) 48,825,000円
- (2) 56,385,000円
- (3) 54,253,500円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年6月19日

平成21年 8月25日印刷  
平成21年 8月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056